

令和2年第7回仁淀川町議会臨時会付議事件

(付議事件)

1. 報告第17号 専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事）
2. 報告第18号 専決処分の報告について（平成30年度林道災害復旧事業 林道上名・用居線（地すべり災害（H26.8.1～H29.3.10）・1号箇所）（29年発生）災害復旧工事）
3. 報告第19号 専決処分の報告について（令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事）
4. 議案第64号 仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
5. 議案第65号 財産の取得について
6. 議案第66号 財産の取得について
7. 議案第67号 財産の取得について

令和2年第7回仁淀川町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月24日（火曜日）

10時00分開会

10時51分閉会

出席議員（10名）

1番 議員	竹 本 文 直	2番 議員	西 森 常 晴
3番 "	岡 田 良 成	4番 "	片 岡 智 準
5番 "	大 野 弘	6番 "	西 森 久 雄
7番 "	野 村 安 夫	8番 "	左 京 憲 昌
9番 "	藤 崎 源 彦	10番 "	若 藤 敏 久

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長	大 石 弘 秋	副 町 長	片 岡 廣 秋
教 育 長	竹 本 雅 浩	総 務 課 長	片 岡 晴 彦
企 画 課 長	古 味 仁 志	保健福祉課長	片 岡 明 徳
保健福祉課副参事兼大崎診療所事務長	荒 木 紀 和	教 育 次 長	古 味 実
仁淀総合支所長兼住民福祉課長	坪 内 武 則	池川総合支所長兼住民福祉課長	大 原 正 人
池川地域振興課長	大 原 成 彦		

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	黒 川 一 彦	書 記	西 村 美 智
--------	---------	-----	---------

午前10時00分 開会

○議長 おはようございます。ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回仁淀川町議会臨時会を開会します。

直ちに会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、岡田良成君、4番、片岡智準君を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日とすることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

ここで招集者の挨拶を求めます。大石町長、挨拶。

○町長 おはようございます。本日は臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中をご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高知県における新型コロナウイルス感染症の感染者は10月29日以降、確認されておりましたが、11月21日に2人、23日に2人の感染者が確認され、そのうちの2人が中央西福祉保健所管内となっております。日本全国の1日の感染者数は2,500人を超えるなど急激に増加してきており、感染の拡大が懸念されております。

本町においては、町民の皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染症の感染者は確認されておませんが、これからのインフルエンザの流行と併せた感染が心配をされておりますので、引き続き新しい生活様式を実践していただき、人との距離の確保やマスクの着用、手洗いや手指の消毒、咳エチケットなど、感染症予防対策を引き続きお願いいたします。また、飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食、狭い空間での共同生活などは感染リスクが高まるとの提言がありますので、自粛など、ご協力をお願いいたします。

さて、本議会臨時会に提案しております議案等につきましては、議会の委任による工事の変更契約に係る専決処分の報告3件と、給与条例の改正議案1件、財産の取得に関する議案3件を提案させていただいております。提案理由につきましては、副町長よりご説明申し上げますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ます。

以上でございます。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

議案の上程を行います。

日程第3、報告第17号、専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事）から、日程第9、議案第67号、財産の取得についてまで、一括上程したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認めます。

議案等はお手元に配付のとおりです。ご確認願います。

日程第10、執行部に提案理由の説明を求めます。報告第17号から議案第67号まで一括して、片岡副町長。

○副町長 それでは、今議会に提出しております報告並びに議案につきまして、順次ご説明申し上げます。

議案書1ページ、報告第17号をお願いします。

報告第17号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1. 契約の目的 | 仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事 |
| 2. 変更前の契約金額 | 7億5,845万円 |
| 変更後の契約金額 | 7億6,329万7,601円 |
| 3. 契約の相手方 | 共同企業体名 岸之上・栄宝生特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 株式会社岸之上工務店 |
| | 住 所 高知市西秦泉寺435番地1 |
| | 氏 名 代表取締役社長 岸之上憲一 |
| 4. 変更年月日 | 令和2年9月15日 |

令和2年11月24日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件は、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約であったため、専決処分をしたので議会に報告

するもので、改修して利用する予定の既存建物、旧とちの木園の屋根部分を調査したところ、劣化が見つかり、屋根部分の改修工事の追加が必要となったことに伴い、契約金額が484万7,601円の増額となったものでございます。

なお、この変更契約による工期の変更は行っておりません。

続きまして、議案書の2ページをお開きください。

報告第18号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 契約の目的 平成30年度 林道災害復旧事業 林道上名・用居線（地すべり災害（H26.8.1～H29.3.10）・1号箇所）（29年発生）災害復旧工事
2. 変更前の契約金額 1億9,822万140円
 変更後の契約金額 1億9,794万6,240円
3. 契約の相手方 株式会社上岡工務店
 住 所 高知市縄手町40番地4
 氏 名 代表取締役 上岡武司
4. 変更年月日 令和2年10月12日

令和2年11月24日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件も、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約であったため、専決処分をしたので議会に報告するもので、コンクリート擁壁の減等に伴い、契約金額が27万3,900円の減額となったものでございます。

なお、本工事は10月24日に完成しております。

続きまして、議案書の3ページをお願いします。

報告第19号、専決処分の報告について。

下記工事の請負契約について専決処分したので、地方自治法第180条の規定により、議会に報告する。

記

1. 契約の目的 令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事

2. 変更前の契約金額 2億3,136万3,000円
変更後の契約金額 2億3,616万4,500円
3. 契約の相手方 株式会社晃立
住 所 高知市桜馬場8番20号
氏 名 代表取締役 嶋崎勝昭
4. 変更年月日 令和2年10月15日

令和2年11月24日提出、仁淀川町長大石弘秋

この報告案件も、議会の議決に付さなければならない予定価格5,000万円以上の工事請負契約において、500万円以内の変更契約であったため、専決処分をしたので議会に報告するもので、外壁クラック等の処理の追加、塗装の調整、床シートの張替え追加等に伴い、契約金額が480万1,500円の増額となったものでございます。

なお、この変更契約による工期の変更は行っておりません。

続きまして、議案書の4ページをお開きください。

議案第64号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定により議決を求める。

令和2年11月24日提出、仁淀川町長大石弘秋

この条例改正は、人事院勧告等による期末手当の見直しに伴う所要の措置を行うため、議案書5ページのとおり本条例の一部を改正するもので、期末手当を年間で100分の5引き下げるもので、第1条で本年度分について、第2条で来年度以降の分について規定しております。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案第65号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

1. 契約の目的 令和2年度仁淀川町電子黒板等購入業務
2. 契約の方法 一般競争入札
3. 契約金額 1,300万2,000円
4. 契約の相手方 株式会社高知事務機

代表者 住 所 高知市山ノ端町215番地

氏 名 代表取締役 斉藤嘉一

令和2年11月24日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、令和2年度仁淀川町電子黒板等購入業務の一般競争入札を行った結果、株式会社高知事務機が落札し、9月30日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この事業は、小中学校に電子黒板等を28セット配備するものでございます。

続きまして、議案書7ページをお願いします。

議案第66号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和2年度大崎診療所備品（X線一般撮影装置及びフラットパネル）購入事業 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 742万5,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 中澤氏家薬業株式会社 |

代表者 住 所 南国市伊達野501番地

氏 名 代表取締役社長 中澤栄一郎

令和2年11月24日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、令和2年度大崎診療所備品（X線一般撮影装置及びフラットパネル）購入事業の一般競争入札を行った結果、中澤氏家薬業株式会社が落札し、10月30日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書8ページをお願いします。

議案第67号、財産の取得について。

下記事業の財産取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1. 契約の目的 | 令和2年度大崎診療所備品（内視鏡）購入事業 |
| 2. 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3. 契約金額 | 689万7,000円 |
| 4. 契約の相手方 | 中澤氏家薬業株式会社 |

代表者 住 所 南国市伊達野501番地

氏 名 代表取締役社長 中澤栄一郎

令和2年11月24日提出、仁淀川町長大石弘秋

この議案は、令和2年度大崎診療所備品（内視鏡）購入事業の一般競争入札を行った結果、中澤氏家薬業株式会社が落札し、10月30日に仮契約を締結しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で私からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案の審議を行います。

日程第11、質疑を行います。

報告第17号についての質疑を許可します。質疑はありますか。岡田良成君。

○3番 この案件については、前回、この共同企業体、岸之上・栄宝生と伺いました。今、話を聞きましたら、とちの木園の屋根の改修工事と、こういうお話がありましたが、この工事については、とちの木園そのものも工事請負に入っておったと思うんですが、普通だったら、この工事はこうだということで計画しているものですが、何かしら後で屋根工事をやらなきゃならないということで予算を組んだと思いますけれども、私はもっと、この時点、設計の時点で、そしてまた内容を見たら、当然とちの木園の工事をやる、屋根の改修はじゃあやらないかんというのは、初めから分かっているじゃないかと。

もう1件、そこの見立の案件なんですけれども、これ、ついでに構わんか。いかんか。関連だけでも、せっかく言い始めたものですから言いますけども、今言うふうに、やる工事については、新築工事あるいは改修工事については、亀裂が入ったところはやらなきゃなりませんけども、新築工事についてはもっと的確な設計をしてもらいたい。これは設計会社の責任があると思いますけども、もっとそういうふうなことを理解して、かちっとした設計を持ってきてもらいたいというふうに思います。よろしく。

○議長 ただいまの質問に対し、執行部、答弁。保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 岡田議員の質問にお答えをさせていただきます。

旧とちの木園の建物でしたが、初めに設計をするときに、とちの木園のほうの屋根及び外壁等を全部、設計業者に見ていただきました。屋根のほうはもう十分だというような判断をしていただいたんです。

その旧とちの木園の中は、リハビリとパワーリハビリが入るようになっておりまして、外壁については一部を取り壊して既存のものを利用するということであつたんですが、その後に改修棟の内部を取り除いた時点で天井裏に複数のバケツがぶら下がっておりました。これは起工式のときにも議員の皆さんに見ていただいて、私どもも社協のほうからの連絡もなく、いつそういう事態が起きたのかというのが分かりませんでした。

結果、こういう雨漏りというような状況でして、部分によってそこだけを改修しようと考えたんですが、上に上がって見ていただいたら、かなりの劣化がありまして、経年劣化もありますので、全てを改修するということになりました。

議員指摘のとおり、十分に屋根にも上がって全てを調べるのが本当はええんではなかったのかということではありますが、こういう事態になりましたことを、またおわびをしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑は。岡田良成君。

○3番 課長のお話は分かりました。

普通、一般から見れば、すぐ先日入札されたものが、これは金額も随分、7億6,000万というふうな多額の金額がかかっております。そしてまた、改修工事をするときに、今言うふうに、やっぱり設計の段階、あるいはもっと調査して、今ここで専決をしなきゃならないというような案件は今後、やっぱりもうちょっと気をつけていただいて、普通だったら、ここで極端なことを言いますけれども、この施設は要ると、しかし屋根が傷んだと、後で工事が要るから金を払うというふうな問題じゃなくて、もっと慎重に管理監督をしていただいて、今後このようなことのないようによろしくお願ひしたいと思います。

○議長 執行部、答弁。

○片岡保健福祉課長 岡田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

改修棟ということもありまして、私どもの目の届かない場合もありました。今、新築棟のほうが1期工事としまして、基礎工事から始まって、12月に棟上げというようなことで、計画どおりに進んでおると解釈をしております。

新築棟のほうにつきましては、主立った大きいような変更はあまりないとは思いますが、建てるに従って、どうしてもここをこうしたいというものが出てくる可能性もありますので、そのときにはまたご相談もさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第17号の質疑を終結します。

報告第18号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第18号の質疑を終結します。

報告第19号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。岡田良成君。

○3番 先ほどお話もちらったんですが、今、この工事について、これも先ほどの関係と同じですけれども、床と外壁と、これは外壁というのは、ある程度分かります。しかし、床のシートということですが、これもやはり、やる時点である程度、床を替えなきゃならないとかいうこともやっぱりあろうじやなかろうかと思うんですよ。外壁についてはですよ、やってたらひび割れいったとかいう案件があろうと思いますけれども、やはり今、先ほど言うたとおり、もう少し慎重に、ここを直さなきゃならないというふうなものは普通分かると思うんですよ。そのような意味で、もう少し慎重に、やっぱり設計を出すときに、工事予算を出すときには、ここここはこうなんだからこうだというふうな的確な確認をして、責任を持った設計会社と相談してもらいたい。これも今言うふうに、すぐ先日ですわね。ですので、そういうことで、これからは慎重に確認をしていただきまして、発注をお願いしたいというふうに思います。

○議長 答弁、要りますか。

○3番 はい。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの岡田議員の質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおり、十分に設計で見込んでおくべきだというお話だと思います。ただ、外壁のクラックにつきましては、4階建てという非常に高い建物でございまして、当初、目視によりましておおよその見積りをしておったんですけれども、足場を組みまして詳細

調査をしたところ、思っておったよりひび割れの箇所、また状態が悪いというようなことで追加工事になったものでございます。これまでも十分に見てきたところではございますけれども、最終的にこういった事態になったということは、今後、よく頭に置きまして、以後こういうことのないように気をつけたいと思いますので、どうかよろしく願いをいたします。

床につきましては、当初、東階段の床部分でございまして、東階段はどっちかというところの、予備の階段のような形で、当初はそこまで補修を考えていなかったわけですが、工事に入りまして、業者の方より、非常に汚損も激しいし、それから今はじゅうたん敷きのカーペットになっていまして、補修後はそのほかの部分がビニール敷きに替わるということで、非常に掃除等の手間もかかるんじゃないかというようなご提案を受けまして、今回、階段部分を他のフロアと同じようにビニール製のものに張り替えさせていただくということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。10番、若藤敏久君。

○10番 教育長、この案件については6月定例会で一度否決した案件を、約20日ぐらい後ですか、今度は臨時会を開いて、また同じ案件を出してきた。そのときに私は、昔、雨漏りも言ったでしょうと、こういった外壁云々の腐っているとか壊れているとかいうことは最初に指摘をしておりますよ。それから一月せんで、今度は500万円近い増額じゃないような、そんな、500万円以下だったら町長の権限で、専決でできるからいうて、簡単にやるもんじゃないですよ、そりゃ。これは議会軽視ですよ。もっと慎重に最初から何してもらわんと、我々もただ反対するだけが能じゃないんだけど、指摘しておくことだから、やっぱり慎重に議会の顔も立ててやってもらわんと、ほとんどの案件について、毎回毎回増額じゃないですか。

これは教育長じゃなしに町長にもご答弁を頂きたいと思うんですけど、こういうふうな500万円以下は専決でできるからいうて、簡単に増額云々ができるもんじゃないと思います。岡田議員が言ったように、もっと慎重に設計をして、そういったことでよろしく願いいたします。

○議長 竹本教育長、答弁。

○竹本教育長 ただいまの若藤議員の質問にお答えいたします。

確かに、十分に見えない部分もありましたけれども、そうじゃない部分もございまして、

議員のおっしゃるように当初から十分な検討を重ねる必要があったかと思います。この件については、私どもの見込みが甘かったという点もあると思います。そういった部分はおわびをさせていただきたいと思いますが、今後、十分に気をつけてまいりますので、どうかご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで報告第19号の質疑を終結します。

議案第64号についての質疑を許可します。質疑はありますか。左京憲昌君。

○8番 この条例のほう、5ページを見ていただきたいんですが、これの第2条、「第22条の第2項中、100分の120を100分の127.5」とかいう文言、これはちょうど今、インターネットに登録してある条例検索で見ていると、この数値を表すようなことはないんですが、これは数値が違うのか、第22条第2項中という、それが違うのか行き当たりませんが、そこら辺りをご説明をお願いしたいと思います。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 左京議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この条例改正につきましては2段階というふうになっております。第1条のほうで「100分の130を125と改め」という部分が公布の日から施行されます。その後、第2条が施行されるということで、令和3年4月1日から施行されるということで、その第1条の100分の125に改めた部分を100分の127.5にするという条文になりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 左京憲昌君。

○8番 今のあれは分かりましたが、それでは、この第2条にはそういうただし書でも入れてもらったほうが理解しやすいんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

○議長 片岡総務課長。

○片岡総務課長 左京議員の再質問にお答えをさせていただきます。

条例の条文のほうにはただし書等はできませんので、またご説明等のときに説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第64号の質疑を終結します。

議案第65号についての質疑を許可します。質疑はありますか。2番、西森常晴君。

○2番 恒例の事故がまた発生しました。契約の目的、「事業」を「業務」の貼り替え作業ですが、この「事業」が、本来「業務」とすべきところを「事業」にした、そのミスはどのような状況で起こったのか説明してください。

○議長 教育次長、答弁。

○古味教育次長 西森議員の質問にお答えします。

自分のほうが総務課のほうに、議案として、これをお願いしますということでデータを提出した際に、本来「購入業務」であるところを「購入事業」と記して提出したのが原因でございます。

○議長 ほかに。西森常晴君。

○2番 次に残らない作業というか、方法はどのようにお考えでしょうか。

○議長 教育次長、答弁。

○古味教育次長 入札の資料であるとか、それから契約書、これのチェックを十分にして、各項目とも間違いのないようなチェック体制を今後していきたいと思います。

以上です。

○議長 西森常晴君。

○2番 前回の議会でも、たまたま今回は教育委員会でしたけども、議長から厳しい指摘があったと思うんですが、仁淀川町というのは、議会の始まる前に必ず貼り替えのことが恒例化しているなど。私の感覚では理解できないんです。議会が始まる前に分かることがなぜ作るときに分らないのか。それが慣例化している。議会は慣例化した謝辞を述べて云々と終わるというのが分かっている。これが慣例化しない方法をぜひ取ってほしいと思うんですが、総務課長、いかがでしょう。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 西森常晴議員のご質問にお答えをさせていただきます。

おっしゃるとおり、議案が上がってきた部分は総務課のほうで確認して、また折り返し各担当のほうで見ていただけるように再確認するような形を取っております。

今回の場合も「事業」と「業務」ということで、文言を見る部分でもう少し確認が必要であった部分が、2度の確認の段階で見落としておったということになります。その後、議会に提案する説明、以上等を確認する中で、おかしいということが発覚しております。今までの部分につきましても、そういう状況で行っておりますので、確認についてはもう

一度、各担当部署等にも話をして、しっかり確認していただけるようにしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 ほかに質疑はございませんか。10番、若藤敏久君。

○10番 簡単な質問です。「購入事業」と「購入業務」についての違いをお願いいたします。

○議長 片岡総務課長、答弁。

○片岡総務課長 若藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

これは入札における事業の名称の届出、各課から出てくる部分で「事業」となっている部分については「事業」、「業務」となっている部分については「業務」という形で入札をさせていただいて、それが契約の案件の名称というふうになっております。

○議長 ほかに。9番、藤崎君。

○9番 先ほどの、今の説明、ちょっと理解できない部分があったんですけど、この議案書のほう、次の大崎診療所の備品になるんですけど、さっき、今、「業務」と「事業」の違いについて説明があったので、ちょっと目を通していたら、送付書類一覧のところでは、電子黒板は「業務」になっています。次の大崎診療所のところも「業務」になっています。でも議案書のほうは、こっちは「事業」になっています。この「業務」と「事業」がどうも明確にされてない。今の説明でも何か理解できない。どういう分け方をしているかというのが理解できないので、そこをもう少し詳しくお願いします。

○議長 暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時42分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第65号の質疑を終結します。

議案第66号についての質疑を許可します。質疑はありませんか。片岡智準君。

○4番 単純な、素朴な質問ですけども、66号の備品について、業者の入札金額を見たら、中澤さんが675万、末徳屋さんという方が1,200万、シーメックという方が847万というような金額で、予定価格は1,441万円というようなことになって、あまりにもレントゲンにしては金額の差がありますので、これはメーカーによるものなのか、それとも、それだけ

製品としていまいちな機械なのか、正直言うて、700万円も違うような機械がどれだけ、信用度に何の影響もないのかだけ、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長 執行部、保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 片岡智準議員の質問にお答えをさせていただきます。

大崎診療所のX線一般撮影装置及びフラットパネル購入事業ですが、仕様書、特記仕様書、それから設計ということで、私どものほうが出しております。それに対して、業者のほうはかなりの金額の差があったということでございます。予定価格は1,441万で出しております、中澤氏家というところが消費税を含めまして742万5,000円ということで入札をされております。

このX線というものが、今、大崎診療所で現在使っておりますX線というのが、従来の装置でCRシステムという昔のシステムになっております。今回購入するシステムは天井走行式のシステムでして、フラットパネルというところで体を透過したX線を受け止めて、デジタル信号に変換してレントゲン写真を得るという、電子カルテとの連動性もいいというような装置になっております。

一応、大崎診療所の所長と、またいろいろな代診の先生とも相談をしまして、仕様書、特記仕様書を作らせていただいております。この入札につきまして、格差があるということにつきましては、私のほうは理解はしておりませんが、同じようなシステムで最新型のシステムだということは、私のほうは認識しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。片岡智準君。

○4番 中身的に問題なければいいんですけど、例えば先生も一緒に立会いをして、そのシステムについてはよくよく理解されて、これであれば同じ撮影が可能だというようなことを確認はされましたか。

○議長 保健福祉課長、答弁。

○片岡保健福祉課長 先生のほうがデモを行いまして、その確認は取れておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第66号の質疑を終結します。

議案第67号について質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで議案第67号の質疑を終結します。

日程第12、これより討論・採決を行います。

報告第17号、専決処分の報告について（仁淀川町国民健康保険大崎診療所建替工事）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第18号、専決処分の報告について（平成30年度林道災害復旧事業 林道上名・用居線（地すべり災害（H26.8.1～H29.3.10）・1号箇所）（29年発生）災害復旧工事）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

報告第19号、専決処分の報告について（令和2年度仁淀川町交流センター耐震改修工事）は、地方自治法第180条の規定による報告でありますので、報告のみといたします。

議案第64号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。よって、議案第64号、仁淀川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

議案第65号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。よって、議案第65号、財産の取得については原案どおり可決されました。

議案第66号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成です。よって、議案第66号、財産の取得については原案どおり可決されました。
議案第67号についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

○議長 討論なしと認めます。討論を終結し、採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成であります。よって、議案第67号、財産の取得については原案どおり可決されました。

暫時休憩にします。

午前10時50分 休憩

午前10時51分 再開

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。令和2年第7回仁淀川町議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時51分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

仁淀川町議会議長

仁淀川町議会議員

仁淀川町議会議員